

マイナンバーカード 代理受取の際の必要書類

代理受取の場合、事前に申請者様がお持ちの本人確認書類などをお伺いし、確実な必要書類のご案内をしています。代理受取をご希望の際は、事前に市民部戸籍住民異動室へご相談ください。

申請者本人：障害のある方の場合

(※申請者本人が15歳未満、成年被後見人、被保佐人、被補助人及び任意後見人の場合、「1. 15歳未満または成年被後見人等の場合(法定代理人の受け取り)」をご確認ください)

窓口に来る方：任意代理人

必要書類	詳細
交付通知書 (はがき)	■交付通知書がない場合、任意代理人によるマイナンバーカードの受取はできません。お手元がない場合、必ず市民部戸籍住民異動室に再発行を申し出、再発行を受けてから受取手続きをお願いします。 ■交付通知書裏面の回答書欄、委任状欄をご記入の上、窓口にお持ちください。【別紙：書き方見本を参照】 ■暗証番号欄には必ず目隠しシールを貼付してください。
申請者本人の本人確認書類 (顔写真付きが必須)	■別紙「本人確認書類一覧」と併せてご確認ください。 ①、②、③、④のいずれかの書類をお持ちください。 ① (合計2点) A書類2点 ② (合計2点) A書類1点とB書類1点 ③ (合計3点) B書類のうち顔写真付きのもの1点 + B書類のうち顔写真付きでないもの2点 ④ (合計3点) B書類のうち顔写真付きでないもの2点 + 次の顔写真証明書1点 【顔写真証明書】 ・申請者本人が病院へ入院または施設入所している場合 …所定の様式に申請者ご本人の顔写真を貼付し、入院先の病院長、又は入所先の施設長の署名または記名・押印を受けることで作成 ・申請者本人が在宅で指定居宅介護支援事業者から保健医療・福祉サービスを受けている場合 …所定の様式に申請者ご本人の顔写真を貼付し、居宅介護支援を行う介護支援専門員及び当該介護支援専門員（ケアマネージャー）が所属する指定居宅介護支援事業者の長の署名または記名・押印を受けることで作成 ・申請者本人が未成年者（～17歳）の場合 …所定の様式に申請者ご本人の顔写真を貼付し、法定代理人の署名または記名・押印を受けることで作成
代理人の本人確認書類 (顔写真付きが必須)	■別紙「本人確認書類一覧」と併せてご確認ください。 ①、②のいずれかの書類をお持ちください。 ① (合計2点) A書類2点 ② (合計2点) A書類1点とB書類1点 ※A書類の顔写真付き本人確認書類をお持ちでない、代理人にはなりません。
申請者本人が来庁できないことを証明する書類	次のいずれか1点をお持ちください。 ■身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳 - 障害福祉サービス受給者証、自立支援医療受給者証
(お持ちの方のみ) ・通知カード ・住民基本台帳カード ・古いマイナンバーカード	■通知カードをお持ちでない場合も受取は可能ですが、紛失届を記入いただきます。（初回交付時） ■住民基本台帳カードはマイナンバーカードと交換で市が回収します。 ■マイナンバーカードを再交付申請された方で、旧カードの返納がまだの場合は、マイナンバーカードをご持参ください。ご持参されない場合、再交付手数料が有料となる場合がございます。

別紙 本人確認書類一覧



本人確認書類は、有効期間内の原本(コピー不可)をお持ちください。

A書類	B書類
<u>次のうち、顔写真付きのものに限ります。</u> ■マイナンバーカード ■運転免許証 ■運転経歴証明書 (交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限ります) ■パスポート ■住民基本台帳カード ■身体障害者手帳 ■精神障害者保健福祉手帳 ■療育手帳 ■在留カード ■特別永住者証明書 ○更新等の新しいマイナンバーカードの受取において、交付申請者との同一性の確認など、本人確認ができる場合は、有効期限切れの古いマイナンバーカード(顔写真付き)もA書類として使用することができます。 ○A書類として使用できるのは、上記の書類のみです。	住民票に記載されている「氏名・生年月日」又は「氏名・住所」が記載された書類に限ります。 【例】 ■資格確認書 ■健康保険証 ■介護保険証 ■後期高齢者医療被保険者証 ■年金手帳 ■基礎年金番号通知書 ■生活保護受給者証 ■児童扶養手当証書 ■特別児童扶養手当証書 ■自立支援医療受給者証 ■社員証 ■学生証 ■子どもの医療証 ■医療受給者証

代理受取の場合、事前に申請者様がお持ちの本人確認書類などをお伺いし、確実な必要書類のご案内をしています。

代理受取をご希望の際は、事前に市民部戸籍住民異動室へご相談ください。

交付通知書（はがき裏面）の書き方【記入例】



ご注意ください。

- 交付通知書裏面の「回答書」「委任状」「暗証番号」をご記入の上、暗証番号欄に目隠しシールを貼付して代理人に預けてください。
- 暗証番号は市職員が入力します。暗証番号欄に暗証番号を記入する際、例えば 0(ゼロ)とO(オー)、1(イチ)とI(アイ)など、判別が難しい文字には、フリガナを振ってください。

交付通知書

郵便はがき A01-123456		A01-123456											
料金後納郵便 123-1234 大阪府箕面市〇〇▽丁目△番□号 〇〇 〇〇様 〔転送不要〕 あなたが申請した個人番号カードの交付場所は以下のとおりです。 裏面に記載の必要書類を持参のうえ来庁してください。 <table border="1"><tr><td>受取期限</td><td></td></tr><tr><td>市区町村名</td><td>箕面市</td></tr><tr><td>交付場所名</td><td>箕面市役所本館</td></tr><tr><td>交付場所所在地</td><td>大阪府箕面市西小路4丁目6番1号</td></tr><tr><td>電話番号</td><td></td></tr></table> 代替文字情報 電子証明書に使用される文字は、一般的なパソコン等で表示できる文字に限られます。表示できない文字がある場合は上記の文字に置き換えていますので、別の文字を希望される場合は、交付窓口で変更を申し出てください。 箕面市役所本館 大阪府箕面市西小路4丁目6番1号		受取期限		市区町村名	箕面市	交付場所名	箕面市役所本館	交付場所所在地	大阪府箕面市西小路4丁目6番1号	電話番号		箕面市長 マイナンバーカード交付通知書・電子証明書発行通知書 ・申請いただいたマイナンバーカードが準備できましたので、お知らせします。 ・以下の「本人の住所・氏名」の欄に、ご自身で住所と氏名を記入の上、A～Cの書類を持参して、マイナンバーカードの受取にお越しください。 A 本通知書（はがき） B 通知カード、住民基本台帳カード、マイナンバーカード（お持ちの方のみ） C 本人確認書類（以下のAの書類を1点。Aがない場合は、イを2点持参してください。） ア マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、在留カード など イ 健康保険証、年金手帳、医療受給者証、学生証 など （※ 生年月日または「氏名+住所」が記載されている必要があります。） ※ 成年被後見人の方は、法定代理人が、①上記Cの法定代理人の本人確認書類を持参してください。 令和 年 月 日 箕面市長宛 マイナンバーカード交付・電子証明書発行の申請は、私の意思によるものです。 本人の住所 箕面市〇〇▽丁目△番□号 本人の氏名 箕面 太郎 任意代理人 滝ノ道 もみじ （以下は、マイナンバーカードの受取を代理人に委任する場合のみ記入してください。） ・病気、身体の障害、未就学児である等のやむを得ない理由により、本人の来庁が困難であると認められる場合には、代理人がカードを受け取れますので、本人の上、必要書類を代理人に持参させてください。暗証番号（部分）の上には、目隠しシールを貼ってください。 ※ 書類は、本人受取の場合と異なるので、下記サイト等で確認してください。 （以下に記す者を代理人として、マイナンバーカード・電子証明書の受領権限を委任します。） 代理人の住所 箕面市●●●丁目■番▲号 代理人の氏名 滝ノ道 もみじ (1) ①～④の暗証番号を設定する ☐ (2) いずれの暗証番号も設定しない ☐ ① 署名用電子証明書暗証番号（大文字英字・数字混合6～16文字） O I O I M T ② 署名用電子証明書暗証番号（数字4桁） 0 1 7 8 ③ 合帳用暗証番号（数字4桁） 0 1 7 8 ④ 券面事項入力補助用暗証番号（数字4桁） 0 1 7 8 ・詳細はマイナンバーカード総合サイト(https://www.kojinbanango-card.go.jp/)をご覧ください。また、コールセンター（0120-95-0178）または市町村にお問い合わせください。	
受取期限													
市区町村名	箕面市												
交付場所名	箕面市役所本館												
交付場所所在地	大阪府箕面市西小路4丁目6番1号												
電話番号													

回答書欄

委任状欄

暗証番号欄

※顔認証マイナンバーカードを希望される場合は
(2)にチェック☑をつけてください。
その場合、暗証番号の記入は不要です。

お問い合わせ先

箕面市西小路4丁目6番1号

箕面市役所 市民部戸籍住民異動室（月～土 8:45～17:15）

※令和7年10月1日（水）から窓口の受付時間と土曜開庁日が変わります。

電話：072-724-6725（※この番号では予約はできません）